

四日市市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定する指定納付受託者の指定について、次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年 2月14日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定納付受託者の名称及び住所または事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入の種類
国民健康保険料、保育料、園児給食代金、し尿くみ取り手数料、市営住宅
使用料、コミュニティ・プラント使用料、学校給食費
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和7年2月5日
- 4 納付事務の遂行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（会計管理課）